## 生活改善相談

「日常生活の不便さを感じている方」の相談です。

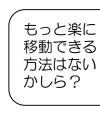
理学療法士が不便さを改善するための「 体の動かし方 」 「 適する用具・装具の紹介 」や「 福祉用具の使い方 」等 をアドバイスします。

用具や装具で対応できない場合は「住宅改修のご相談」 や「サービスの紹介」も行います。

※ 介護者の方が介護しやすい環境のアドバイスも含まれます。

どんなタイプの 車いすが合うの かな?







杖だけで本当に 安全に歩けるか 不安だなぁ。



対 象 : 障がい児者および介護者、上記該当の18歳以上の市民

※ ご利用されているサービスによっては、当事業を利用できないことがあります。

会 場 : 藤沢市保健医療センター 内

※ 来所不可能な方は訪問相談も可能です。ご相談ください。

実施日: 木曜日 午前中(9:30~12:00)

10月	5日、19日※
11月	98,308
12月	7日、14日
1 月	11日、18日
2 月	1日、15日
3 月	8日、15日

予約制のため、 まずはお電話 ください!!

※ 10/19は午後開催 13:00~16:00

★お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 藤沢市保健医療財団 保健事業課 88-6752(直通)

(月~金曜日8:30~17:15)